

郡山市立行健第二小学校「いじめ防止基本方針」

【いじめの定義】

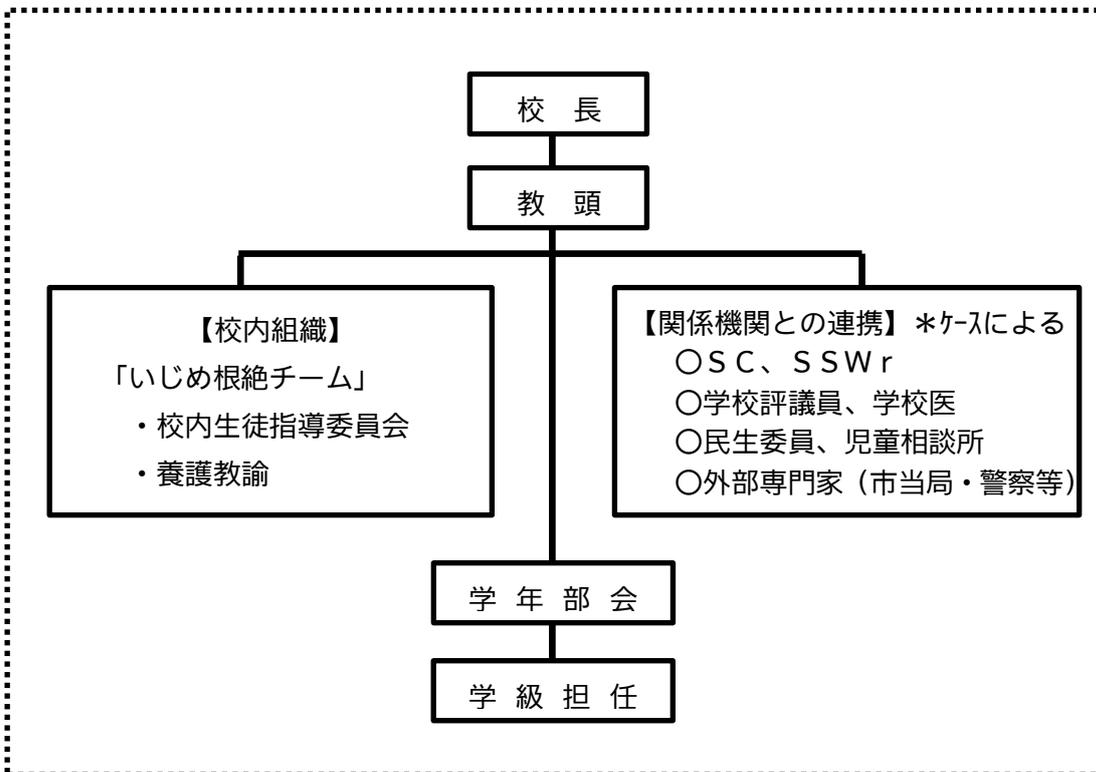
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法：2013.9・28 施行 第2条）

【めざす学校の姿】 「子どもにとって今日が楽しく、明日が待ち遠しい学校」

1 目 標

- 「いじめ防止対策推進法（第13条）」における「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」の規定を踏まえながら、「いじめは絶対許されない」という理解をもとにいじめのない学級・学校づくり、「子どもにとって今日が楽しく、明日が待ち遠しい」学校づくりに努める。
- 「いじめ防止対策推進法（第3条：基本理念）」における「いじめ」への対策の意義について十分に理解し、「いじめ絶無・いじめによる心身に及ぼす影響の理解・生命及び心身を保護すること」を中核にした「いじめ対策」に常時取り組むことができる校内体制の強化と改善に努める。

2 組 織



3 方針

- (1) 「いじめ防止」のために、取組内容、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修による防止、早期発見、対処等の包括的な取組方針や指導内容のプログラム化を図る。
- (2) 「いじめ対応」に係る教職員の資質能力向上を図る取組や対処方法を年間計画により具体的に設定し、P D C Aサイクルを見通した運営及び実施ができるようにする。

4 内容

- (1) 未然防止… いじめはどの子にも起こり得る、どの子も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
 - ① 自己肯定感・自己有用感を高める指導を進める。
 - ② 差別的発言や児童を傷つける発言等教職員の不適切発言や体罰はいじめを助長することもあるので、厳に慎む。
 - ③ 日常的に児童の行動の様子を把握する。
 - ④ 欠席日数や登校状況、友人関係等を注視し、情報を共有する。
 - ⑤ 「いじめ根絶チーム」の機能性を高める。
 - ⑥ いじめ防止等に関する年間計画を策定する。
 - ⑦ 計画的に校内研修・伝達講習会を行う。

- (2) 早期発見… いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。
 - ① 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候でも教職員間で共有する。
 - ② 学校生活アンケート（困りごと調べ）を学期1回実施する。
 - ③ 児童、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
 - ④ 保護者との教育相談の面談等を通し、保護者からの情報収集に努める。

- (3) いじめに対する措置… いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。
 - ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
 - ② 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ根絶チーム」に直ちに情報を共有し、組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
 - ③ 事実確認の結果を市教育委員会に報告するとともに、保護者へ伝える。
 - ④ 犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

- ⑤ いじめられた児童、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。
- ⑥ いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- ⑦ いじめを見ていた児童へは、自分の問題としてとらえるよう指導する。
- ⑧ いじめた児童の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ⑨ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 重大事態への対応… 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い(児童の自殺の企図等)や、相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した際は、次の通り速やかに連絡、報告を行う。
 - ・ 発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
 - ・ 校長→教育委員会
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を召集する。
- ③ 対策組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

5 公表・点検・評価

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」が機能しているか、定期的に点検・評価(PDCAサイクル)を行う。
- (2) 学校だより等で、「学校いじめ防止基本方針」を公表したり、年度当初に説明したりする。
- (3) いじめ問題への取組を、保護者、児童、教職員で評価し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成
 - ・ 地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り活動による異年齢交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。
- (2) 校務の効率化
 - ・ 教職員が自動と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

<年間実施計画>

学期	月	「いじめ根絶チーム」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
一学期	4	P ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○引き継ぎ事項の確認 ○SCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○1年生を迎える会	○身体測定 ○地域訪問	○PTA全体会、学級・学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
	5	D ○生徒指導全体会		○地域訪問	
	6			○「困りごとアンケート」	
	7	C ○伝達講習会（職員研修）	○長期休業前の生徒指導主事・養護教諭の話	○教育相談	○授業参観 ○学級・学年懇談
二学期	8	A ○職員研修	○休業後の人間関係把握	○身体測定	
	9	D ○生徒指導全体会	○宿泊学習（4・5年）		
	10	P ○伝達講習会	○1／2成人コンサート（4年）	○「困りごとアンケート」	○学校評議員への学校行事公開（二小発表会）
	11	D ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施、検証	○長期休業前の生徒指導主事・養護教諭の話	○教育相談	○授業参観 ○学級・学年懇談
	12	C ○生徒指導全体会	○休業後の人間関係把握	○身体測定	
三学期	1	A ○自己評価		○「困りごとアンケート」	○授業参観 ○学級・学年懇談 ○PTA総会
	2		○卒業生を送る会 ○配慮児童に対する引き継ぎの徹底		
	3	P ○学校関係者評価の検証と「基本方針」の見直し	○集会における校長講話、学校だより ○道徳教育、人権教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○おはようプロジェクト ○交番連協パトロール
通年	へ	○校内いじめに関する情報の収集 ○対応策の検討			

<組織的な対応の流れ>

